

## 学校生活のルール

### (1) 充実した学校生活に向けて

学校生活を多くの人と共に過ごす時に必要とされるのがルールやマナーです。みなさん一人ひとりが藤沢総合高校の生徒として、次のことを守って充実した学校生活を送るようにしてください。

- ① 授業(始業時間)に遅刻しない。
- ② 授業中は、担当の先生の指示を守る。
- ③ 掲示や配付物による連絡をきちんと受けとめ、保護者あての配付物は必ず保護者に渡す。
- ④ 学校への提出物は期限を守って提出する。
- ⑤ 他の生徒および教職員や来校者等に対し、節度ある態度をとる。

### (2) 学校生活におけるルール

すべての生徒が気持ちよく学校生活を送るために、次のことを守ってください。

- ① 他の生徒を思いやる。  
暴力、脅し、盗み、中傷や侮辱、いじめなどは絶対に許されません。
- ② 学校の施設や備品を大切に使う。  
ものを故意に壊したり、落書きするなどの行為をしてはいけません。
- ③ 自分の心身を損なうことをしない。  
喫煙、飲酒のほか、薬物の使用は許されません。
- ④ 授業に集中する。  
授業中の飲食、携帯電話の使用等、他の生徒が授業に集中することを妨げる行為を禁止します。学校生活に関係のないもの、特に危険物と判断されるものは校内に持ち込めません。ライターは喫煙と同等にみなします。
- ⑤ 通学の安全を守る。  
自動車、オートバイでの通学を禁止します。特に事情があつて許可を得た場合を除いて保護者以外が運転するものに同乗することもできません。また、通学以外でも制服着用での運転はできません。
- ⑥ SNSを正しく利用する。  
個人情報を適切に扱い、中傷や侮辱、いじめなどをしてはいけません。無断で他の人の個人情報をあげることも許されません。

### (3) 懲戒と特別指導

学校生活のルールが守られなかったときには、特別指導または懲戒を行います。

特別指導には校長説諭、学校及び家庭での反省指導などがあります。反省指導は、一定の期間、自分の行為を反省し今後の学校生活への決意を新たにするために行うものです。

懲戒には、学則に基づく訓告、停学、退学があります。

たび重なる指導にもかかわらず同様の行為が繰り返された場合や、特に悪質な場合には、退学になることもあります。

## 服装等について

### (1) 上衣

- ① 男女とも本校指定の濃紺ブレザーを着用する。
- ② 白のワイシャツ・ブラウスとする。
- ③ ネクタイまたはリボンは本校指定のものとする。(着用は任意)

### (2) 下衣

- ① 本校指定のズボン、スカートまたはスラックスを着用する。

※ 夏季(5~10月)は、上着を着用しなくてもよい。

上着を着用しない場合は、半袖白無地のポロシャツも可とする。

※ ブレザーの襟には校章バッジをつける。

※ セーター、カーディガン、トレーナー等は原則としてブレザーの下に着用する。

ただし、フードが付いていない華美でないもの(無地の白、黒、グレー、紺、ベージュ)とする。

※ やむを得ない事情により規定の服装で通学できない場合には、HR担任に異装届を提出する。

### (3) 頭髪

- ① 染色・脱色・加工等を禁止する。

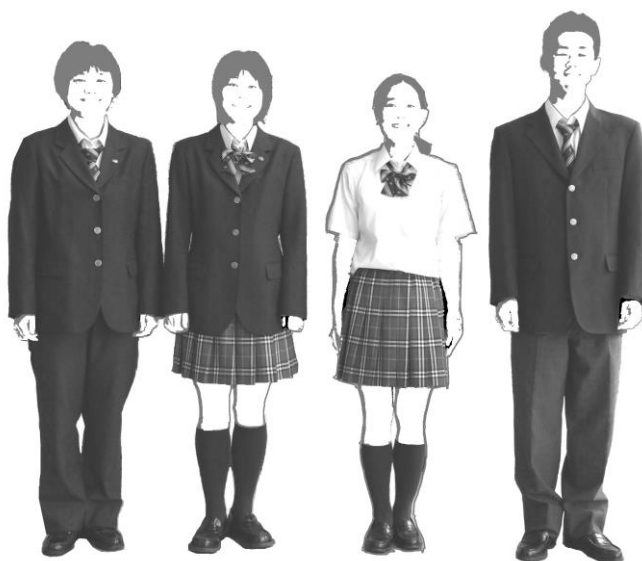
### (4) 体育着等

- ① 体育や実習のある授業の時には、指定された服装を着用する。

### (5) 靴

- ① 運動靴または革靴を使用する。

※体育館、調理室などではそれぞれの規定に従う。



## 通学について

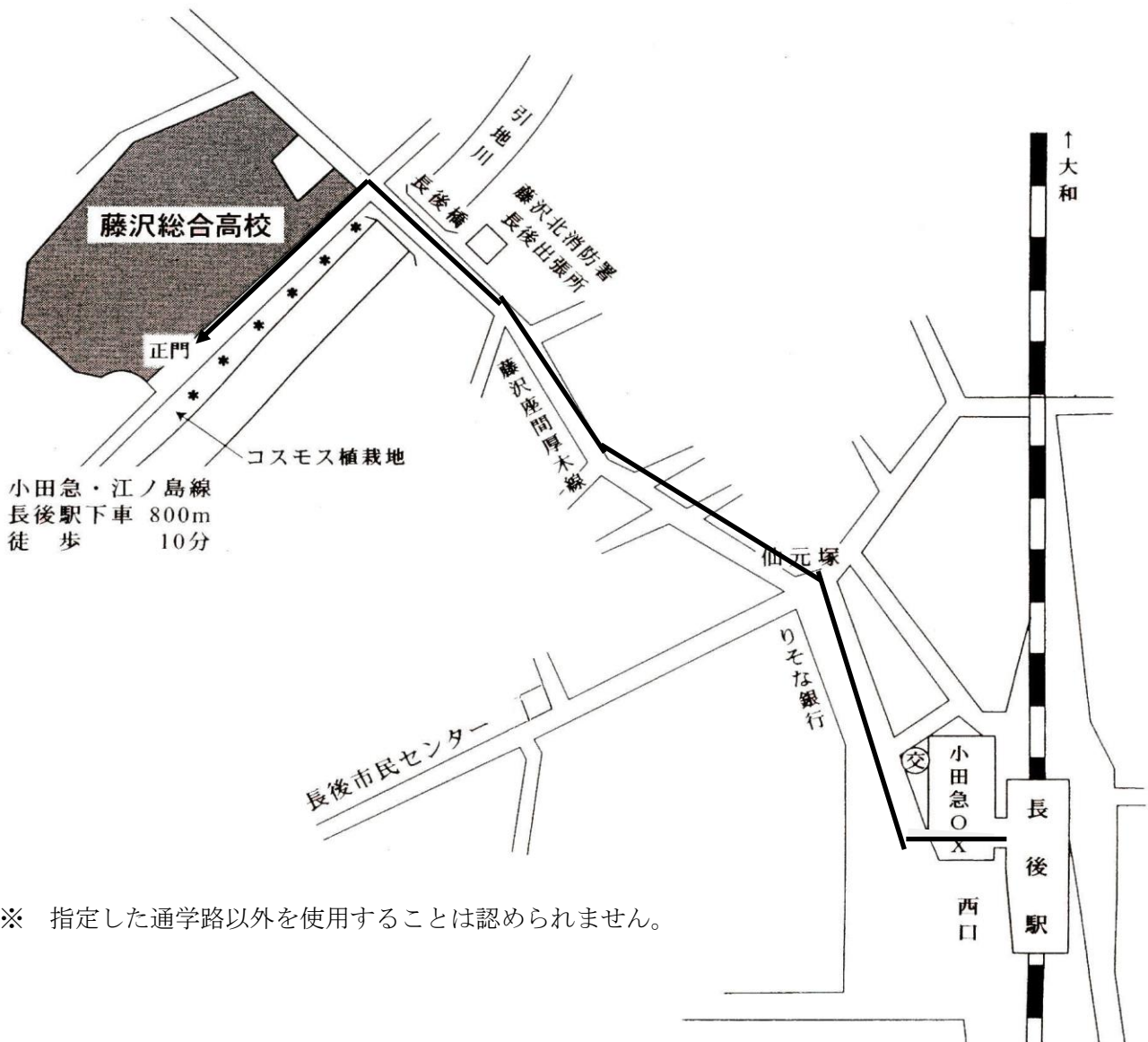
長後駅からの通学には定められた通学路を通ってください。

自転車通学の場合は、任意保険に加入するとともに、生徒カードの「通学方法」の欄に通学経路などを記入してください。学校の駐輪場を使用する場合は、所定の「駐輪場使用届」を提出し、任意保険に入り、発行されたステッカーを、使用する自転車に貼ってください。また入学後自転車通学に変更するときには、同様の手続きをしてください。自転車は駐輪場にきちんととめ、必ず施錠してください。ヘルメットも努力義務になっています。

**生徒本人がオートバイ・自動車を運転して通学することや生徒本人の保護者以外が運転するオートバイ・自動車に同乗しての通学や下校もできません**（下校後の制服でのオートバイ・自動車の運転も禁止です）。事情があって保護者の車での送り迎えが必要な場合は、HR担任に連絡してください。

通学時の服装は次のページの「服装等に関する規定」に従ってください。校外行事の場合も、特に指示がなければ同様です。

### 通学路



※ 指定した通学路以外を使用することは認められません。